

高岡地区広域圏事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成5年3月29日条例第5号

改正 平成17年11月1日条例第2号

高岡地区広域圏事務組合の職員の職務に専念する義務の特例については、職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年高岡市条例第35号）の規定の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高岡地区公害センター組合の職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和49年高岡地区公害センター組合条例第3号）は、廃止する。

附 則（平成17年11月1日条例第2号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。